

水俣市監査委員公告第4号

令和4年度定期監査（後期分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を公表する。

令和5年8月1日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和 4 年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

地域振興課
令和5年4月20日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（2）指摘事項 ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。 ㊦ 時間外勤務手当の支給漏れ。（令和4年1月実働分1件） ㊧ 時間外勤務手当の支給誤り。（令和4年1月実働分2件） ㊨ 時間外勤務命令簿に勤務命令がないが、手当が支給されているもの。（令和4年4月実働分2件） （3）注意事項 <u>1 共通事項について</u> （1） 決裁日付印もれが散見された。 <u>2 収入事務について</u> （1） 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）調定計上（収入の決定）を行うこととされている。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 ㊦ 令和3年度熊本県生活交通維持・活性化総合交付金	（2）支給漏れ、支給誤り分は総務課にて追給処理を行います。また、時間外勤務命令簿に記載しました。 （1）決裁日付印を押印しました。 （1）次回以降は、関係書類に基づき処理を行います。

課・室名
報告時点

地域振興課
令和5年4月20日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<u>3 支出事務について</u> (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令書がなく、復命書も作成されていないものがあった。(令和4年度1件) (2) 時間外勤務命令簿に以下の不備が見られた。 ㊦ 実勤務時間の訂正に訂正印のないもの。(令和4年度1件) ㊧ 勤務命令時間の訂正に課長の訂正印のないもの。(令和4年度2件) (3) 復命書が作成されていないものが散見された。 ㊦ 火の国未来づくりネットワーク役員会・市町村調整会議(令和4年3月14日) ㊧ 熊本県地域公共交通協議会(令和4年3月16日) ㊦ 火の国未来づくりネットワーク県市町村調整会議(令和4年6月16日) ㊤ 県際広域バス総会(令和4年6月22日) ㊦ 県バス対策協議会他(令和4年6月27日) ㊦ バス対策協議会(令和4年7月20日) ㊤ 実証実験打合せ(令和4年7月11日) (4) 様式の誤り ㊦ 水俣市乗合タクシー運行補助金「交付決定及び確定通知書」	(1) 出張命令書及び復命書を作成しました。 (2) 課長の訂正印を押印しました。 (3) 次回以降は、速やかに作成します。 復命書を作成しました。今後は速やかに作成いたします。 (4) 次回以降は、誤りのないよう適切に処理します。
<u>4 契約事務について</u> (1) 検査調書検査員職名の表示誤り。 (2) 火災保険証書の所在地の記載誤り。(ふれあいセンター)	(1) 内容を確認し、訂正しました。 (2) 次回以降は、誤りがなければ確認し、適切に処理します。
<u>5 物品管理事務等について</u> (1) 購入した備品が台帳に記載されていなかった。 ㊦ 水俣市移住定住お試しハウスエアコン取付 ㊧ GoProHEROblackアクセサリキット GoPro用三脚	(1) 備品台帳に記載しました。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

税務課
令和5年3月31日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（指摘事項） ア 時間外勤務命令簿に記載されているもので、時間外勤務手当が支払われていないものがあった。 ㊦ 令和4年4月分2件（市民税係） ㊥ 令和4年2月分1件、令和4年3月分2件（収納対策室）	勤務実態を確認し速やかに支給を行いました。今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。
（注意事項） 2 収入事務について (1) 調定について、決裁権者の押印がないものが見られた。（市民税係） ㊦令和3年度市民税確定案分率による清算分 5件	いずれも決裁の内容自体の確認はしていただいておりますので、速やかに押印をいただきました。今後このようなことがないよう、適切な事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市農業委員会会長

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

水俣市農業委員会事務局
令和5年4月24日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったとき（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。そこで（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 ㊦令和3年度農業委員会等振興助成日補助金（農地利用最適化交付金） ㊧令和4年度農業委員会等振興助成費補助金（農行委員会交付金） ㊨令和4年度農業委員会等振興助成費補助金（機構集積支援事業） ㊩令和4年度及び令和3年度繰越分農業委員会等振興助成費補助金（情報収集等業務効率化支援事業） ㊪令和4年度国有農地等管理处分事業事務取扱交付金 (2) 調定書に、調定書により収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されたい。	(1) 収入の決定があった際は、速やかに処理を行います。 ㊦㊧㊨㊩㊪については、交付決定通知があった際は、速やかに調定計上の手続きを行います。 ・ 今後は、関係書類を添付し適切に処理します。

課・室名
報告時点

水俣市農業委員会事務局
令和5年4月24日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
3 支出事務について (1) 切手受払簿において、以下の不備が見られた。適切に処理されたい。 ⑦修正テープを使用しているもの。 ⑧訂正の際に訂正印のないもの。 4 契約事務について (1) 随意契約の理由としての根拠法令等のところに、水俣市契約事務規則第17条第1項第1号（見積書が一者の理由）も列記してあるが、随意契約の理由ではないので、分けて記載するようにされたい。 ⑦水俣市農地基本台帳システム保守点検業務 (2) 契約書に記載された「別紙の保守点検仕様書」が添付されていないものがあった。 ⑦令和4年度水俣市農地基本台帳システム保守点検業務	⑦訂正印を押印して修正しました。 ⑧訂正印を押印しました。 今後は、修正テープを使用しないようにし、訂正印を押印するよう徹底いたします。 ⑦列記個所を訂正しました。今後、一者の理由と随意契約の理由は、分けて記載するように処理します。 ⑦保守点検仕様書を添付しました。今後、仕様書等の添付書類は、二重、三重に確認して適切に処理します。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

水俣病資料館
令和5年4月19日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(1) 注意事項 ア 購入した備品が台帳に記載されていなかった。 ⑦ 水俣病資料館データベース整理作業用ノートパソコン	購入後、記入漏れがありました。 記入を徹底いたします。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

環境課
令和5年4月26日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
指摘事項	
ア 丸島水路公害防止事業事業者負担金の未納額については、未納額が解消されるよう努力されたい。 （環境もやい推進係）	ア これまで行った弁護士相談による対応を踏襲し、未納額解消に努力します。
注意事項	
1 共通事項について (1) 一般廃棄物処理業の許可について、福祉環境部長専決事項であるが、部長の決裁を受けていないものが見られた。 （環境クリーンセンター） (2) 一般廃棄物処理業（更新許可申請）書において、従業員等の資料が添付されていなかった。 （環境クリーンセンター）	(1)部長決裁を受けました。今後このようなことがないように努めます。 (2)該当業者から従業員名簿を提出してもらいました。今後このようなことがないように確認します。
3 支出事務について (1) 購入した切手を、切手受払簿に記載することなく使用しているものがあつたが、一度記載してから使用されたい。 （環境衛生室） (2) 突発的な修繕については、随意契約により業務を行っているが、以下の点について不備が多数見られたので、全件確認されたい。水俣市契約事務規則や水俣市会計事務規則の規定を再確認し、適切な事務処理をされたい。 （環境クリーンセンター） ㊦ 施行伺（修理伺）が作成されてないもの（3件）。 ㊧ 一者見積りを行っているが、実施伺が作成されておらず、一者見積りの根拠がわからないもの（2件）。 ㊨ 実施伺に、随意契約の理由や根拠法令の記載のないもの（4件）。 ㊩ 契約書の省略については、水俣市契約事務規則第20条に規定されているが、これに該当しないものについても、契約書を省略しているもの（1件）。	(1)切手購入時及び使用時には、即時使用、保管の違いに拘らず、すべて受払簿に記載いたします。 (2) ㊦施行伺を作成し添付しました。 ㊧一者見積り根拠を追記しました。 ㊨随意契約の理由及び根拠法令を追記しました。 ㊩相手方業者と協議し、契約書を作成しました。
4 契約事務について (1) 施行伺の予算残額金額訂正印漏れ。 （環境クリーンセンター） ㊦ 可燃ごみ等収集運搬業務委託 (2) 検査結果通知について、課長の決裁を受けていないものが見られた。 （環境クリーンセンター） ㊦ 可燃ごみ等収集運搬業務（7月分）	(1) 訂正印を押印しました。今後押印漏れがないように徹底します。 (2) 課長決裁を受けました。今後押印漏れがないように徹底します。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

財政課
令和5年4月7日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
指摘事項	
ア 行政財産の使用について、次のことが見られたので、もう一度、確認されたい。 ⑦令和4年度分の使用料の請求をしていないもの（令和4年度水財指令第4号） ⑧使用許可申請日及び使用許可日より以前に使用しているもの。 （令和4年度水財指令第10号）（令和4年度水財指令第26号）（令和4年度水財指令第27号）（令和4年度水財指令第30号） ⑨地下埋設物の設置についての使用料について、道路占用条例の別表により算定されていないもの。（令和4年度水財指令第3号） ⑩行政財産の目的外使用について部長の決裁を受けていないもの。 ⑪決裁日付印がないもの。	ア ⑦請求がもれていましたので、御指摘を受け速やかに請求を行いました。今後はこのようなことがないように注意いたします。 ⑧使用許可日に誤りがあったものです。今後は適正な事務処理に努めます。 ⑨御指摘のとおり算定を誤っておりました。今後は適正な処理に努めます。なお、本案件全額減免であったため財務上の処理を更正する必要はありませんでした。 ⑩速やかに部長決裁を受けました。今後はこのようなことがないように注意します。 ⑪決裁日付の記入等を行いました。今後はこのようなことがないように注意します。
イ 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。	
⑦時間外勤務手当の支給漏れ。 （令和4年9月実働分、契約管財係2件） （令和4年11月実働分、契約管財係3件） ⑧時間外勤務手当の支給誤り。（令和4年11月実働分、契約管財係1件）	御指摘を受け速やかに時間外超過勤務手当の追加支給等を行うとともに、今後このようなことがないように、次のとおり事務改善を行いました。 1）これまでシステム入力が遅れることがあったため時間外勤務命令簿とシステム入力を合わせて行い、決裁に回付するよう改めた。 2）月末の手当額算定にかかる決裁に際して、時間外勤務命令簿を併せて回付し、決裁権者の確認を徹底した。
注意事項	
2 収入事務について （1）調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 ⑦ 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金	（1）地方財務実務提要1巻P2,680には、「交付決定通知があったとき」との記載があり、交付決定を受けた日、こちらが知り得た日と考えられます。また、水俣市会計事務規則第14条第1項において、「歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、令第154条第1項に規定する事項について調査をし、その内容が適正であると認めたとき」との記載があり、受け付けた後に適正であると認める必要があるため、受付日以降になると考えられます。今回の場合は、受付日に適正であると認められたので受付日と同日としました。 交付決定日と調定日とが同日であるということになれば、相手方の発出日が遅れた場合や郵送の場合、適正であると認めるまでに期間を要する場合に、財務処理を遡って行うこととなります。
3 支出事務について （1）ETCカードの使用が認められるが、出張命令がなく、復命書も作成されていないものがあつた。 ⑦ 地方財政アカデミー（R4.6.29、熊本市、財政係） ⑧ 地方財政アカデミー（R4.6.30、熊本市、財政係）	（1）総務企画部長の出張でしたが、出張やETCカードの使用についてのルール確認ができていませんでした。今後は連絡を密にし、このようなことがないように注意いたします。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名 観光スポーツ戦略課観光交流推進室
報告時点 令和5年5月23日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
◆指摘事項	
ア 1 週間の勤務時間数が38.75時間を超えない場合は、同一週外に振替休日を取得していても振替手当は支給されないが、誤って振替手当を支給しているもの。	誤って支給した手当を返納し、振替簿に整理されている事項（振替日と同一週内か否か）の確認を徹底することで再発防止に努めます。
◆注意事項	
支出事務	
(1)土地賃貸借契約について、契約書第8条では「請求書を受理した日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。」と記載されているが、支払いが遅延しているものがあつた。適切に処理されたい。	スケジュール管理を徹底し、今後は支払いが遅延しないよう適正な事務処理に努めます。
支出事務	
(1)道の駅みなまた再整備にあたり、令和3年度に購入した什器及び備品が台帳に記載されていなかったもので、適切に処理されたい。	備品台帳へ記載し、今後は適正な事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名 経済観光課 経済振興室
報告時点 令和5年5月15日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
◆指摘事項	
ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。 ④ 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿に記載されているが、時間外勤務手当の支給がされていないもの。（令和4年3月実働分、経済振興室1件）	ご指摘のあった案件以外にも誤りがないか、再度確認いたしました。今後は企業支援センター職員と市役所経済振興室職員の時間外勤務について、毎月月末に管理簿兼命令簿及び申請について都度確認を行う等、適正な事務処理に努めます。
◆注意事項	
共通事項	
(1) 認定創業支援等事業計画変更申請、水俣市企業支援センター使用許可等の伺書に決裁日付印もれが散見された。（経済振興室）	ご指摘のあった案件以外にも漏れがないか、再度確認いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
収入事務	
(1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 ⑦ 令和3年度商店街リノベーション支援事業補助金交付金通維持・活性化総合交付金	ご指摘のあった案件以外にも誤りがないか、再度確認いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
(2) 領収証により収納している収納金の調定について、納入義務者は出納員、分任出納員及び現金取扱員のいずれかにより処理されたい。（経済振興室） ⑦ 企業支援拠点使用料	ご指摘のあった案件以外にも誤りがないか、再度確認いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高 岡 利 治
(農林水産課)

定期監査結果に対して講じた措置等について (通知)

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

農林水産課
令和5年5月1日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。 (令和3年11月実働分、林務水産土木室2件) (令和4年11月実働分、林務水産土木室1件) (3) 注意事項 2 収入事務について (1) 調定について、県補助金を諸収入としているものが見られた。(農業振興係) ㊦ 令和4年度人・農地プラン策定支援事業費補助金 (2) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)、調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2,680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。(農業振興係) ㊦ 令和4年度水田産地化総合推進事業費補助金	ア 事後になりましたが、令和4年度予算で不足分について支給予定です。今後十分注意いたします。 ㊦ 訂正いたしました。今後十分注意いたします。 ㊦ 今後十分注意いたします。

課・室名
報告時点

農林水産課
令和5年5月1日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
3 支出事務について (1) ETCカードの使用が認められるが、復命書がなく、出張命令もないものがあった。 ㊦ 農業用ため池の簡易補修現地研修会 (R4.10.26、宇城市、林務水産土木室) (2) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がないものがあった。 ㊦ 地域農業再生協議会等担当者説明会 (R4.6.1、熊本市、農業振興係) ㊦ 農業用ため池の管理・保全研修会 (R4.6.8、御船町、林務水産土木室) (3) 復命書が作成されているが、出張命令がないものがあった。 ㊦ くまもと県南フードバレー推進協議会令和3年度第2回企画・運営委員会 (R4.3.24、八代市、林務水産土木室) ㊦ やつしろの山づくり協議会 新たな通信システム運用に係る説明会 (R4.3.17、八代市、林務水産土木室2件) ㊦ 土砂処分の方策に係る意見交換会 (R4.6.28、熊本市、林務水産土木室) (4) 週休日に勤務を行い、振替手当を支給されているが、週休日・休日の振替簿に出勤日が記載されていないものがあった。 (令和4年3月実働分、農業振興係2件) (令和4年11月実働分、農業振興係1件、林務水産土木室1件) (5) 補助金の変更支出負担行為決定票の起案日と補助金変更交付決定日が相違しているものが見られた。(林務水産土木室) ㊦ 令和4年度水産基盤整備交付金	㊦ 事後になりましたが、復命書、出張命令を記載しました。今後十分注意いたします。 ㊦㊦ 事後になりましたが、出張命令を記載しました。今後十分注意いたします。 ㊦㊦㊦ 事後になりましたが、出張命令を記載しました。今後十分注意いたします。 事後になりましたが、振替簿に出勤日を記載しました。今後十分注意いたします。 ㊦ 訂正しました。今後十分注意いたします。

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
<u>4 契約事務について</u> (1) 災害復旧工事用表土として原材料費を購入しているが、以下の点について不備が見られたので、水俣市契約事務規則や水俣市会計事務規則の規定を再確認し、適切な事務処理をされたい。(林務水産土木室) ㊦ 一者見積りを行っているが、実施伺が作成されておらず、一者見積りの根拠や随意契約の理由が不明である。 ㊧ 契約書の作成が省略されているが、水俣市契約事務規則第20条に規定されている作成を省略できる要件に該当しないため、契約書を作成しなければならない。 <u>5 物品管理事務等について</u> (1) 購入した備品が台帳に記載されていなかった。 ㊦ 水俣市東部センター刈払機 (農業振興係) ㊧ 刈払機 RM3027-2TD (林務水産土木室)	㊦水俣市契約事務規則第17条を理解し、随意契約の理由を明示した上で、一者から見積もりを徴すべきでした。今後は十分注意いたします。 ㊧水俣市契約事務規則第20条を理解し、契約書を作成すべきでした。今後は十分注意いたします。 ㊦㊧ 事後になりましたが備品台帳に記載しました。今後は十分注意いたします。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名

土木課

報告時点

令和5年5月1日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 用地交渉従事手当の支給漏れがあった。(令和4年3月分、道路河川整備室)	令和5年2月21日に支給しました。 今後このようなことがないように確認を徹底します。
(3) 注意事項 3 支出事務について (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がなく、復命書も作成されていないものがあった。 ⑦ 第一回筆界シンポジウム(R4.11.22、益城町、道路河川整備室)	⑦出張命令簿に記載し、復命書を作成しました。 今後漏れがないように努めます。
(2) ETCカードの使用が認められるが、出張命令書がないものがあった。 ⑦ 収用委員会会議(R4.11.28、熊本市 道路河川整備室) ① 融雪剤受取(R4.12.23、熊本市 道路河川整備室)	⑦①記載しました。今後漏れがないように努めます。
(3) 復命書が作成されているが、出張命令がないものがあった。 ⑦ 令和4年度熊本県道路利用者協会理事会(R4.7.12、熊本市、道路河川整備室) ① 移動式排水ポンプ車デモンストラーション(R4.7.28、出水市、道路河川整備室)	⑦①記載しました。今後漏れがないように努めます。
4 契約事務について (1) 実施契約伺決裁日付印もれ(1件)	決裁日付印欄へ押印しました。今後、決裁日付印漏れがないよう職員に周知しました。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治
(都市計画課取扱)

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

都市計画課
令和5年4月7日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(3) 注意事項 4 契約事務について (1) 分割発注と思われる委託業務が見られたので、適正な事業の執行に留意されたい。 ア 湯の児海岸線桜伐採業務その1、 湯の児海岸線桜伐採業務その2 (都市計画室)	(3) 注意事項 4 契約事務について ご指摘の内容について、今後適切な処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治
(公印省略)

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和 年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

教育課 学校教育室
令和5年4月27日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(3) 注意事項 2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 ① 理科教育整備費等補助金 ② 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 3 支出事務について (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がないものがあった。 ⑦ 令和4年度教科等指導主事研修会（R4.7.8、熊本市） ⑧ 新規ALT着任に伴う空港お迎え（R4.8.25、益城町）	今後、適正な事務処理に努めます。 今後、適正な事務処理に努めます。

水俣市監査委員 様

水俣市教育長 小島 泰治
(公印省略)

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和 年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

教育課 生涯学習室
令和5年4月27日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数を誤っているものがあった。今一度精査されたい。 (公民館) イ 振替手当の支給漏れがあった。(生涯学習室) (3) 注意事項 2 収入事務について (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。 なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)、調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2,680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。 (生涯学習室) ⑦ 熊本県「地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業」補助金 4 契約事務について (1) 契約書に記載された相手方の名称と請求書や納品書に記載されている相手方の名称が異なるものがあったので、適正に処理されたい。 (図書館) ⑦ 水俣市図書館図書購入	付与日数を精査し、適正に処理しました。 今後は確認を徹底し、適正に処理します。 今後は適切に処理します。 「水俣市立図書館図書購入契約書」により、図書を納入依頼(同契約書第4条(図書納入の方法)第2項)した図書のうち、水俣市立図書館図書納入水俣書店組合から絶版、品切れ、その他の理由により購入できない旨、通知(第6条(絶版等未定図書の取扱い)第1項)があったものについては、別途、近隣の書店等へ発注し、購入します。この手続によった場合、その購入先の書店等の名称で請求書、納品書が作成されることになります。

水俣市監査委員 様

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について(通知)

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名
報告時点

スポーツ交流課
令和5年3月31日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2)指摘事項 ア 会計年度職員の時間外勤務手当の支給について、誤りがあった。(R4.2月実働分) イ 旅費・費用弁償の積算について、誤っているものがあった。 ⑦ 第63回全国スポーツ推進委員研究協議会滋賀大会 (R4.11.16~R4.11.18、滋賀県草津市)	ア 今後このようなことがないように、適切に事務処理いたします。 イ 今後このようなことがないように、適切に旅費・費用弁償の算定について徹底します。
(3)注意事項 1 共通事項について (1) 時間外勤務命令簿の勤務命令時間の訂正に課長の訂正印のないものがあった。(3件) (2) 週休日・休日の振替簿において、振替休を取得しているにもかかわらず、所属長の決裁印のないものがあった。(5件) 4 契約事務について (1) 当該契約を主管する課長以外の方が検査員をしているが、規定する検査員以外の者を検査員とする場合は、その方を検査員として指名されたい。 ⑦ 水俣市立総合体育館排煙窓修繕業務 5 物品管理事務等について (1) 切手の残数が異なるものがあった。(140円切手)	(1) ご指摘のとおり是正しました。今後このようなことがないように、適切に処理いたします。 (2) 所属長の決裁印を押印しました。 (1) 今後このようなことがないように適切に業務処理いたします。また、検査員以外を検査員とする場合は検査員として指名いたします。 (1) 切手の取扱については、今後、慎重に正確に行います。